

日上市基準型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成31年4月施行)

1 基準型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- (1) 日上市基準型サービスに要する費用の額は、日上市基準型サービス単位表により算定する。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年3月改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下「旧指定介護予防サービス算定基準」という。）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。
- (2) 日上市基準型サービスに要する費用の額は、(1)の規定により算定された単位数に、表1に定める単価を乗じて算定するものとする。
※日上市に所在する事業所は平成30年4月から地域区分5級地（10%）で算定する。
※市外の事業所を利用した場合についても、日上市の地域区分に応じて算定する。
- (3) 前(2)の規定により基準型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- (4) なお、住所地特例対象者のサービス利用に係る算定については、施設所在地市町村の定める単位及び地域区分による。

2 地域区分・サービス種類ごとの1単位の単価（表1）

（単位：円）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
訪問型サービス	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.0
通所型サービス	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.0

3 基準型訪問介護サービス費（独自）

- イ 訪問型サービス費（Ⅰ） 1,168単位（1日につき38単位）
（事業対象者・要支援1・2 1月に週1回程度の訪問）
- ロ 訪問型サービス費（Ⅱ） 2,335単位（1日につき77単位）
（事業対象者・要支援1・2 1月に週2回程度の訪問）
- ハ 訪問型サービス費（Ⅲ） 3,704単位（1日につき122単位）
（事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度の訪問）
- ニ 訪問型サービス費（Ⅳ） 266単位（1回につき）
（事業対象者・要支援1・2 1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
- ホ 訪問型サービス費（Ⅴ） 270単位（1回につき）
（事業対象者・要支援1・2 1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）

へ 訪問型サービス費 (VI) 285 単位 (1 回につき)
(事業対象者・要支援 2 1 月の中で全部で 9 回から 12 回までのサービスを行った場合)

ト 訪問型サービス費 (20 分未満の短時間サービス) 165 単位 (1 回につき)
(事業対象者・要支援 1・2 主に身体介護を行う場合 1 月 22 回まで)

(注 1) 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。

(注 2) 指定基準型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い

指定基準型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定基準型訪問介護事業所と同一の建物 (以下、「同一敷地内建物等」という。) に居住する利用者又は指定基準型訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物 (同一敷地内建物等を除く。) の利用者に対し、指定基準型訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

(注 3) 特別地域基準型訪問介護加算

別に厚生労働大臣が定める地域 (平成 24 年厚生労働省告示第 120 号) に所在する指定基準型訪問介護事業所 (その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。) 又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定基準型訪問介護を行った場合は、特別地域基準型訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(注 4) 中山間地域等における小規模事業所加算

別に厚生労働大臣が定める地域 (平成 21 年厚生労働省告示第 83 号) に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下の指定基準型訪問介護事業所 (その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。) 又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定基準型訪問介護を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(注 5) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

指定基準型訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域 (平成 21 年厚生労働省告示第 83 号) に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域 (旧指定介護予防サービス基準第 26 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。) を越えて、指定基準型訪問介護を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(注 6) 算定制限

利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準型訪問介護サービス費は算定しない。

(注 7) 算定制限

利用者が一の指定基準型訪問介護事業所において指定基準型訪問介護を受けている間は、当該指定基準型訪問介護事業所以外の指定基準型訪問介護事業所が指定基準型訪問介護を行った場合に、基準型訪問介護サービス費は算定しない。

(注8) 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

チ 初回加算 200 単位

指定基準型訪問介護事業所において、新規に基準型訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定基準型訪問介護を行った日の属する月に指定基準型訪問介護を行った場合又は当該指定基準型訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定基準型訪問介護を行った日の属する月に指定基準型訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

リ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

(注1) 生活機能向上連携加算 (I) について

サービス提供責任者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス算定基準第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下（注2）において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした基準型訪問介護計画を作成し、当該基準型訪問介護計画に基づく指定基準型訪問介護を行ったときは、初回の当該指定基準型訪問介護が行われた日の属する月に、1月につき所定単位数を加算する。

(注2) 生活機能向上連携加算 (II) について

利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第106条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした基準型訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該基準型訪問介護計画に基づく指定基準型訪問介護を行ったときは、初回の当該指定基準型訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は算定しない。

ヌ 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示 95 号）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定基準型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定基準型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数（イからリまでによる算定した単位数の合計）に加算する。

ただし、ヌに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、ヌに掲げるその他の加算は算定しない。なお、(4)、(5) については、保険給付において廃止される同時期において廃止する。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） + (3) の単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） + (3) の単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

4 基準型通所介護サービス費（独自）

イ 基準型通所介護サービス費

- (1) 事業対象者・要支援 1 1,647 単位（1 日につき 54 単位）
- (2) 事業対象者・要支援 2 3,377 単位（1 日につき 111 単位）
- (3) 事業対象者・要支援 1 378 単位
（1 回につき・月の中で全部で 4 回までのサービスを行った場合）
- (4) 事業対象者・要支援 2 389 単位
（1 回につき・月の中で全部で 5 回から 8 回までのサービスを行った場合）

（注 1） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所（旧指定介護予防サービス基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定基準型通所介護（旧指定介護予防サービス基準第 96 条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援等状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成 12 年厚生省告示 27 号）に該当する場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

（注 2） 指定基準型通所介護事業所の基準型通所介護従業者（旧指定介護予防サービス基準第 97 条第 1 項に規定する介護予防通所介護従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示 83 号）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第 101 条第 6 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定基準型通所介護を行った場合は、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（注 3） 別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示 95 号）に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定基準型通所介護を行った場合は、1 月につき 240 単位を所定単位数に加算する。

（注 4） 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予

防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準型通所介護サービス費は、算定しない。

(注5) 利用者が一の指定基準型通所介護事業所において指定基準型通所介護を受けている間は、当該指定基準型通所介護事業所以外の指定基準型通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、基準型通所介護サービス費は、算定しない。

(注6) 指定基準型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定基準型通所介護事業所と同一建物から当該指定基準型通所介護事業所に通う者に対し、指定基準型通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- イ 要支援1 376単位
- ロ 要支援2 752単位

(注7) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定基準型通所介護事業所の基準型通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した基準型通所介護計画(旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。)を作成していること。
- (2) 基準型通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう、複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(注1) ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復士又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。(以下「理学療法士等」という。)

ハ 運動器機能向上加算 225単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 4イ注1に該当する指定基準型通所介護事業所でないこと。

ニ 栄養改善加算 150 単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 4イ注1に該当する指定基準型通所介護事業所でないこと。

ホ 口腔機能向上加算 150 単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 4イ注1に該当する指定基準型通所介護事業所でないこと。

へ 選択的サービス複数実施加算

別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号）に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。

また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480 単位
- (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700 単位

ト 事業所評価加算 120 単位

別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示 95 号）に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間（平成 27 年度厚生労働省告示 94 号）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。

チ サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示 95 号）に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所が、利用者に対し、指定基準型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援等状態区分に応じて 1 月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ
 - ① 事業対象者・要支援 1 72 単位
 - ② 事業対象者・要支援 2 144 単位
- (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)ロ
 - ① 事業対象者・要支援 1 48 単位
 - ② 事業対象者・要支援 2 96 単位
- (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)
 - ① 事業対象者・要支援 1 24 単位
 - ② 事業対象者・要支援 2 48 単位

リ 生活機能向上連携加算 200 単位

※運動器機能向上加算を算定している場合には、100 単位

別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1 月につき 200 単位を所定単位数に加算する。ただし、ハを算定している場合は、1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

ヌ 栄養スクリーニング加算 5 単位

※6 月に 1 回を限度とする。

別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）に適合しているものとして市長に届け出た指定基準型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員等に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として 1 回につき 5 単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ル 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示 95 号）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定基準型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定基準型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数（イからリまでによる算定した単位数の合計）に加算する。

ただし、ルに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、ルに掲げるその他の加算は算定しない。なお、(4)、(5) については、保険給付において廃止される同時期において廃止する。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） + (3) の単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） + (3) の単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

以 上